



## 《会計・税務の知識》 輸出酒類販売場制度が始まりました！

### はじめに

近年、外国人観光客の日本酒に対する興味関心が高まり、観光庁が推進する「酒蔵ツーリズム®」のように、日本中の酒蔵を巡るツアーなどが広がりを見せています。そのような中で、酒類製造者が自己の製造した酒類を訪日外国人に販売した際の酒税を免除できる「輸出酒類販売場制度」が平成29年10月1日から施行されました。

### 1. 酒税免除の対象

酒税の免除となるためには下記の要件を満たす必要があります。

- ① 製造者が販売する酒類が、製造者が受けている製造免許と同一品目であること
- ② 製造者が製造した酒類であること
- ③ 消費税法の規定により、消費税免税の適用を受ける酒類であること
- ④ 通常生活の用に供する酒類であること

また、このほかにも包装の方法や価格の表示方法などの規定があり、これらの要件を満たす酒類製造者が「輸出酒類販売場許可申請書」を提出することにより、許可事業者となります。

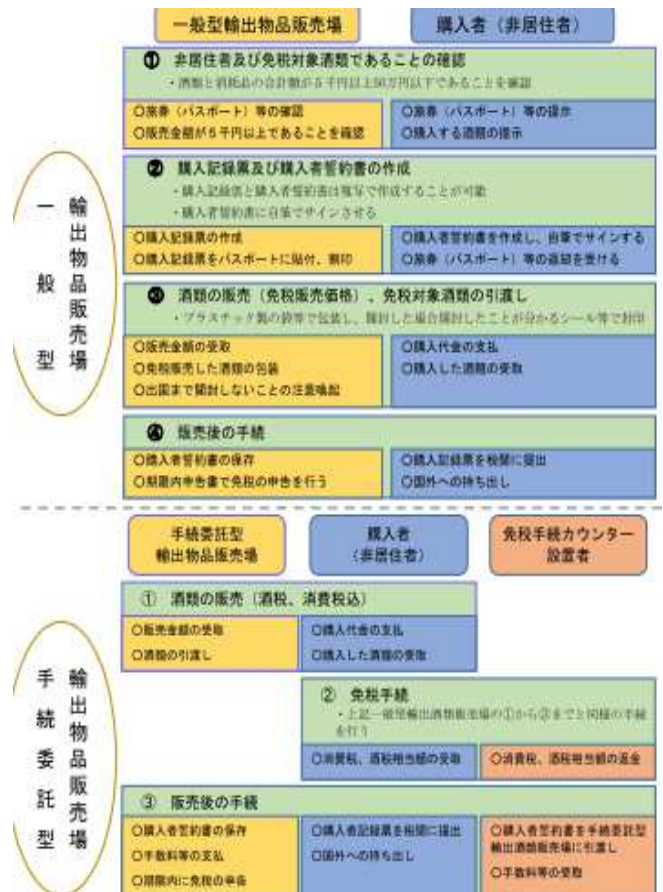
### 2. 許可状況

許可申請書の受付は平成29年4月1日から始まっており、10月1日の施行日現在の許可事業者は下の表の通りです。

都道府県	許可件数	都道府県	許可件数
北海道	1	兵庫県	5
岩手県	3	和歌山県	1
宮城県	1	岡山県	2
茨城県	1	広島県	3
長野県	1	山口県	1
千葉県	2	香川県	3
東京都	2	愛媛県	1
神奈川県	2	高知県	1
石川県	1	福岡県	2
福井県	1	長崎県	2
静岡県	2	鹿児島県	3
滋賀県	2	沖縄県	5
許可件数合計		48	

国税庁HPより抜粋

### 3. 免税販売手続きの流れ



※「輸出酒類販売場の手引き」より引用

### おわりに

冒頭でも紹介したとおり、「輸出酒類販売場制度」は、地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から導入された制度です。日本の文化はアニメや音楽など様々な分野で海外に広がっています。「酒蔵ツーリズム®」は佐賀県鹿島市で地域活性のために始まったのを皮切りに、観光庁の推進のもと日本全国に広まることとなりました。

2020年には東京オリンピックも開催されますが、このような取り組みを続けていくことで、経済的にも大きな発展につながるのではないのでしょうか。

※「酒蔵ツーリズム」は佐賀県鹿島市の登録商標です。  
(担当：岩崎)